様式第8号(第12条関係、第13条関係)

年　　月　　日

誓約書

　神戸町長　　　　　　　　　様

　下記の排水設備指定工事店指定に係る申請者及びその役員は、神戸町下水道条例第12条第1項第4号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを、誓約します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者 | ふりがな  営業所名 |  |
| 営業所所在地 | 電話 |
| ふりがな  代表者氏名 |  |

【神戸町下水道条例】抜粋

　(指定の基準)

第12条　町長は、第10条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。

　(1)　営業所ごとに、次条第1項の規定により排水設備工事責任技術者として登録を受けた者が1名以上専属している者であること。

　(2)　規則で定める機械器具を有する者であること。

　(3)　岐阜県内に営業所がある者であること。

　(4)　次のいずれにも該当しない者であること。

　　ア　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

　　イ　第22条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

　　ウ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

エ　精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たっ

て必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

　　オ　法人であって、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの

2　町長は、第10条第1項の指定をしたときは、その旨を一般に周知させる措置をとる。